

# 高知県公報

発 行  
高 知 県  
高 知 市 丸 ノ 内  
一 丁 目 2 番 20 号  
発 行 日  
毎 週 2 回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

告 示		ページ
○県統計調査の実施(3件)	(統 計 課)	1
○種畜証明書の交付	(畜産振興課)	3
○保安林の解除	(治山林道課)	3
○道路の区域変更	(道 路 課)	3
○道路の供用開始(2件)	( “ )	3
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課)	4
高知県教育委員会告示		
◎告示(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正	(教育委員会事務局高等学校課)	4

## 告 示

### 高知県告示第505号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。  
平成21年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称  
林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査(林業就業者調査)
- 2 調査の目的  
本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
高知県全域
  - (2) 単位

人

(3) 属性

林業就業者

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 林業就業者の属性に関する事項(氏名、年齢、性別、住所及び連絡先)

イ 雇用形態(森林組合作業班員、会社等雇用就業者、県内移動就業者、県外出稼ぎ就業者、自営業者、一人親方又は県外就業者)

ウ 作業種別就労日数(造林、伐木造林、椎茸、薪炭等)

エ チェーンソー保有台数

オ 新規又は離職の別

カ 動向区分(最終学歴、他業種からの参入及び県外からのU・I・Jターン等の状況)

(2) その基準となる期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

5 報告を求める者

(1) 数

2,000人(概数)

(2) 選定方法

全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成21年8月10日から同年9月30日まで

### 高知県告示第506号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。  
平成21年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称  
林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査(林業機械器具調査)
- 2 調査の目的  
本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域  
高知県全域

(2) 単位

人及び事業体

(3) 属性

林業就業者及び林業事業体

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 林業機械・器具現況調査票

(ア) 保有状況

(イ) 所有区分

イ 高性能林業機械の機種別導入状況調査票

(ア) 機械名

(イ) 導入・廃棄年月、導入状況(新規・中古)及び廃棄状況(廃棄・売却)

(ウ) 導入者名

(エ) 機械のメーカー及び型式名

(オ) 稼働日数及び保有日数

(カ) メンテナンス経費

ウ 高性能林業機械導入事業体別調査票

(ア) 事業体名

(イ) 年間素材生産量

(ウ) 年間労働投下量

(エ) 1人当たりの素材生産量

エ 森林情報管理機器(森林GIS)調査票

(ア) 導入者名

(イ) 機器のメーカー及び名称

(ウ) 導入年度

(エ) 導入した事業等名称

オ 森林情報管理機器(GPS)調査票

(ア) 導入者名

(イ) GPS受信機のメーカー、名称及び台数

(ウ) GPS受信機の使用比率、導入年度及び導入した事業等名称

(エ) GPS用図化ソフトウェアのメーカー、名称、導入年度及び導入した事業等名称

(2) その基準となる期日又は期間

(1)のア、エ及びオに掲げる事項にあっては平成21年3月31日現在、(1)のイ及びウに掲げる事項にあっては平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

5 報告を求める者

(1) 数

800人又は事業体(概数)

(2) 選定方法

全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

<p>県が民間事業者を經由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成21年8月10日から同年9月30日まで</p> <p><b>高知県告示第507号</b> 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。 平成21年7月28日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査(素材生産量調査)</p> <p>2 調査の目的 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 事業体</p> <p>(3) 属性 林業事業体</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 林業事業体の属性に関する事項(事業体名、代表者名、住所及び連絡先)</p> <p>イ 事業組織の形態(株式会社、有限会社、個人経営、林業経営者、森林組合、その他の組合等)</p> <p>ウ 素生連の加入状況</p> <p>エ 素材生産量(民有林及び国有林)</p> <p>オ 葉付乾燥材の生産量(民有林及び国有林)</p> <p>カ 素材出荷量</p> <p>(2) その基準となる期間 平成20年1月1日から同年12月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 152事業体</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間事業者を經由して報告を求める。</p>	<p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成21年8月10日から同年9月30日まで</p>	
---	--	--

**高知県告示第508号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成21年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
平21高知県臨時第2号	平21・7・10	嶺司（全和2007子高褐1054）	牛	褐毛和種	平19・5・28	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
平21高知県臨時第3号	平21・7・10	百合伯（全和2007子高褐1108）	牛	褐毛和種	平19・9・20	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

**高知県告示第509号**

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
須崎市野見字北山177の14
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**高知県告示第510号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年7月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町檜生原字西屋式779番から 高岡郡四万十町檜生原字西屋式136番1まで	前	9.7 ∩ 25.1	33
	後	9.7 ∩ 12.2	33

**高知県告示第511号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年7月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町檜生原字西 屋式779番から 高岡郡四万十町檜生原字新 屋式743番まで	120	平成21年7月28日

高知県告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年7月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡本大方
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町馬荷字キチボ リ山3898番3から 幡多郡黒潮町馬荷字キチボ リ山3898番1まで	64	平成21年7月28日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年7月16日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年7月16日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的

平成21年7月16日	特定非営利活動法人NPO 竜串観光振興会	浜口 安宏	土佐清水市竜串23番8号	この法人は、土佐清水市の観光振興に寄与、交流人口の拡大を図っての幡多広域での地域活性化に対し、竜串地区の観光事業・環境保全・地域事業活性化に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
------------	----------------------	-------	--------------	--

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第12号

平成13年10月高知県教育委員会告示第7号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成21年7月28日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

表中

県立高等学校入学者選抜のための前期選抜における学校が指定する教科の検査	教科別得点及び得点合計	前期選抜合格者の発表の日の翌日から1月間	前期選抜出願先の県立高等学校
県立高等学校入学者選抜のための後期選抜における学力検査	教科別得点及び得点合計	後期選抜合格者の発表の日の翌日から1月間	後期選抜出願先の県立高等学校

を

県立高等学校入学者選抜のための前期選抜に	教科別得点及び得点合計	前期選抜合格者の発表の日の翌日から1月間	前期選抜出願先の県立高等学校
----------------------	-------------	----------------------	----------------

おける学力検査			
県立高等学校入学者選抜のための連携型中高一貫教育校に係る特別選抜における学力検査	教科別得点及び得点合計	連携型中高一貫教育校に係る特別選抜合格者の発表の日の翌日から1月間	連携型中高一貫教育校に係る特別選抜出願先の県立高等学校
県立高等学校入学者選抜のためのチャレンジ選抜Aにおける学力検査	教科別得点及び得点合計	チャレンジ選抜A合格者の発表の日の翌日から1月間	チャレンジ選抜A出願先の県立高等学校
県立高等学校入学者選抜のための後期選抜における学校が指定する教科の検査	教科別得点及び得点合計	後期選抜合格者の発表の日の翌日から1月間	後期選抜出願先の県立高等学校

に改める。